

平成23年第3回美幌町議会定例会会議録

平成23年 3月 8日 開会

平成23年 3月18日 閉会

平成23年 3月18日 第8号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 20号～議案第 31号
- 追加日程第1 議案第 7号 美幌町自治基本条例の制定について(委員会報告)
- 追加日程第2 議案第 8号 美幌町自治推進委員会条例の制定について(委員会報告)
- 日程第 3 請願第 1号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める請願について
- 日程第 4 意見書案第1号 保育制度改革に関する意見書について
- 日程第 5 意見書案第2号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書について
- 日程第 6 意見書案第3号 酪農畜産政策・価格対策等に関する意見書について
- 追加日程第3 意見書案第4号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書について
- 追加日程第4 意見書案第5号 東北地方太平洋沖地震に係る災害対策に関する意見書について
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について
- 日程第 7 報告第 2号 例月出納検査報告について(11月～1月分)

## ○出席議員

1番	岡本美代子君	2番	横関望吉応君
3番	平野茂夫君	4番	柏葉久子君
5番	佐々木里枝子君	6番	松浦和浩君
7番	大江道男君	8番	坂田美栄子君
9番	吉住博幸君	10番	杉原重美君
副議長11番	大原昇君	12番	古舘繁夫君
13番	橋本博之君	議長14番	小林勲君

## ○欠席議員

なし

## ○地方自治法第121条の規定による出席説明者

美幌町長 土谷耕治君 監査委員 本多忠夫君

## ○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副町長	染谷良君	総務部長	浅野俊伸君
民生部長	馬場博美君	経済部長	平野浩司君
建設水道部長	部田貴好君	病院事務長	大江勇司君
会計管理者	鈴木元春君	事務連絡室長	糸屋定春君
総務主幹	高崎利明君	電算主幹	植木恒則君
住民活動主幹	丸山俊夫君	政策財務主幹	平井雄二君
契約財産主幹	村田純一君	税務主幹	大平幸雄君
環境生活主幹	石田勇一君	児童支援主幹	佐藤和恵君
福祉主幹	岩田憲次君	健康推進主幹	佐藤修君

福祉施設主幹	高木恵一君	農政主幹	谷川明弘君
公社主幹	広島学君	耕地林務主幹	伊成博次君
商工観光主幹	戸井田准一君	都市整備主幹	磯野憲二君
施設管理主幹	門別孝志君	住宅建築主幹	渡部敏行君
水道主幹	澤畠雅俊君	病院総務主幹	大村英則君
事務連絡室次長	篠永幸男君	教育長	川崎俊郎君
教育部長	佐藤庄一君	学校教育主幹	藤原豪二君
学校給食主幹	伊原薫君	社会教育主幹	小西守君
文化ホール 建設準備主幹	石坂聡君	スポーツ振興主幹	田村圭一君
博物館主幹	小林敬君	農委事務局長	嶋田秀行君
選管事務局長 監査委員室長	武田孝司君		

○議会事務局出席者

事務局長	高坂登貴雄君	次長	荒井紀光子君
議事係長	小室保男君	庶務係長	松尾まゆみ君

午前10時00分 開議

#### ◎開議宣告

○議長（小林 勲君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成23年第3回美幌町議会定例会第11日目の会議を開きます。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 勲君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番坂田美栄子さん、9番吉住博幸さんを指名します。

#### ◎諸般の報告

○議長（小林 勲君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小林 勲君） 昨日に引き続き、会派等審議のため、暫時休憩いたします。

再開は、おおむね13時30分をめどいたしますが、状況に応じて再開しますので、御了承願います。

暫時休憩をいたします。

午前10時02分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

#### ◎議会運営委員長報告

○議長（小林 勲君） 休憩中に議会運営委員会を開きましたので、その結果について委員長から報告を求めます。

9番吉住さん。

○9番（吉住博幸君） 休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

美幌町自治基本条例等審査特別委員会に付託していた議案第7号及び議案第8号について、審査結果報告書の提出があったので、日程第2の次に追加日程第1及び第2として審議することといたしました。

以上、委員長の報告といたします。

#### ◎日程追加の議決

○議長（小林 勲君） ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、日程第2の次に議案第7号美幌町自治基本条例の制定について及び議案第8号美幌町自治推進委員会条例の制定についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び第2として議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長の報告のとおり、日程第2の次に議案第7号美幌町自治基本条例の制定について及び議案第8号美幌町自治推進委員会条例の制定についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び第2とすることに決定しました。

#### ◎日程第2 議案第20号から 議案第31号まで

○議長（小林 勲君） 日程第2 議案第20号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてから議案第31号平成23年度美幌町病院事業会計予算についてまで

の12件を議題といたします。

議案第20号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号平成23年度美幌町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号平成23年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号平成23年度美幌町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号平成23年度美幌町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決され

ました。

議案第29号平成23年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(小林 勲君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号平成23年度美幌町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(小林 勲君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号平成23年度美幌町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(小林 勲君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎追加日程第1 議案第7号及び

#### 追加日程第2 議案第8号

○議長(小林 勲君) 追加日程第1 議案第7号美幌町自治基本条例の制定について及び追加日程第2 議案第8号美幌町自治推進委員会条例の制定についての2件は、関連する議案ですので、一括議題とします。

この件につきましては、平成23年第2回臨時会において、美幌町自治基本条例等審査特別委員会に付託をしておりますので、その報告書の審査の結果以降について、職員に朗読させます。

○庶務係長(松尾まゆみ君) 朗読いたしま

す。

3、審査の結果。

美幌町自治基本条例及び美幌町自治推進委員会条例について、関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、議案第7号美幌町自治基本条例の制定については、本条例の精度をより高めるため、別紙のとおり修正可決すべきものと、議案第8号美幌町自治推進委員会条例の制定については、原案どおり可決すべきものとそれぞれ決定した。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

○議長(小林 勲君) これから、本案について、委員長の報告を求めます。

9番吉住博幸さん。

○9番(吉住博幸君) [登壇] 美幌町自治基本条例及び美幌町自治推進委員会条例に関する審査内容について、口頭により報告いたします。

議案第7号美幌町自治基本条例について。修正案についてであります。

第7章、議会。

第30条、町長等と議会及び議員との関係の第2項に反問権を規定していますが、反問権は現在、議会としても試行中の事項であり、この規定について反対するものではなく、条文の審査において、反問権が導入されている他市町の条例を調査したところ、多くの市町で議長、委員長の許可により反問権が行使される旨、規定されています。

本会議及び委員会において、議事整理権を持つ議長または委員長の采配により、論旨に沿って反問権が行使されることを明記することにより、この条例の精度をより高めようとするものであるため、皆様に御理解していただきたいと存じます。

条例逐条解説について。

議会に付議された案件は、美幌町自治基本条例本文であり、逐条解説の内容については議会の権限の及ぶところではありませんが、しかし、この条例の運用上の根幹をなすもの

であり、内容説明を受け、条文の審査をする中で、次のとおりの意見が出たので、その表現等について御指摘を申し上げたいと存じます。

第2章、情報共有。

第5条関係、情報の共有について。

議会、行政及び住民が一体となって町政運営を行っていくとありますが、住民を町民に統一しなければ矛盾が生じると思われませんが、いかがでしょうか。

第3章、町民参加。

第16条、審議会等の委員の選任について。

この条文は、公募による委員選任の担保と幅広い人材の確保を規定するものであります。しかし、審議する内容によっては客観的、専門的な視点からの意見が必要とされることもあるため、解説・考え方に、「必要に応じて町外に在住する有識者を選任することもある」といった表現を追加してはいかがでしょうか。

附則。

施行期日、経過措置について。

この条例の施行期日を平成23年4月1日にすることについては、必ずしもすべての体制が整っていない中で、拙速に過ぎるのではないかという意見もありました。しかし、4月1日に施行することにより、できることはすぐにでも進めていきたいとの意思を酌み、解説・考え方、第2項関係、経過措置の「速やかに整備に向けて取り組むなどの必要な措置を講じ」の前に「行政、議会はともに」との表現を加え、行政も議会も責任を持ってこの条例の施行に向けた環境整備を進めるよう明文化してはいかがでしょうか。

条例の見直しについて。

第11章、第48条において、条例施行から4年を超えない期間ごとに見直しを行うことを規定していますが、この条例は、育てる条例であるという観点から、第1回目の見直しについては、4年を待たず早い段階で行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議案第8号美幌町自治推進委員会条例について。

条文精査の結果、原案のとおり可決すべきものとの結論に至りました。

これで、委員長の口頭報告を終わらせていただきます。

○議長（小林 勲君） これから、議案第7号美幌町自治基本条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、修正可決であります。

本案は、委員長の報告どおりに決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり修正可決されました。

次に、議案第8号美幌町自治推進委員会条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告どおりに決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 請願第1号

○議長（小林 勲君） 日程第3 請願第1号住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める請願についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題としました請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本請願は委員会の付託を省略

することに決定しました。

この際、紹介議員の発言を許します。

11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君）〔登壇〕 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める請願につきまして説明をさせていただきます。

現代社会における住民生活にとりまして、交通と運輸の果たしている役割は非常に重大であり、その交通・運輸が安心・安全に運営できるように指導、監督するのが行政の役割とっております。

平成22年6月22日に、政府は国の出先機関について、原則廃止の方針を打ち出し、地方運輸局もその対象の一つとしております。

地方運輸局には地方ブロックごとに自動車登録事務所や海事事務所などが設置され、地方における交通・運輸にかかわる行政を行っております。

自治体の区域を越えて移動する自動車、船舶などを対象とする行政にあつては、それぞれの自治体が管轄するエリア内を管理するのではなく、周辺の地域を統括的、広域的に指導、監督するためにも、国がその管理を担うべきであり、より効果的、効率的であるのは明らかであります。

基本的な安全・安心で移動する権利を国の責任で保障するには、国土交通省と、その出先機関である地方運輸局が一体となって行政を担うことはもちろん、住民の安心・安全な交通と運輸を確保するためにも、地方運輸局の充実が必要と考えているところであります。

請願者の思いを受けとめ、紹介議員になったわけではありますが、議員各位におかれましては、どうか趣旨を御理解の上、賛同いただきますようお願い申し上げまして、紹介議員としての説明をさせていただきました。

○議長（小林 勲君） 質疑があれば、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 質疑なしと認めます。

これから、請願第1号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める請願についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願について、採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本請願は採択することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

再開は、おおむね15時をめぐりいたしますが、状況に応じて再開しますので、御了解願います。

暫時休憩をいたします。

午後 1時52分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程追加の議決

○議長（小林 勲君） ただいま、お手元に配付してありますとおり、先ほど請願第1号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める請願についてが採択されておりますので、日程第6の次に住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにいたしましたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6の次に住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第3とすることに決定しました。



#### ◎日程第4 意見書案第1号

○議長（小林 勲君） 日程第4 意見書案第1号保育制度改革に関する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

#### ◎日程第5 意見書案第2号

○議長（小林 勲君） 日程第5 意見書案第2号地域医療存続のための医師確保に関する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

#### ◎日程第6 意見書案第3号

○議長（小林 勲君） 日程第6 意見書案第3号酪農畜産政策・価格対策等に関する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

#### ◎追加日程第3 意見書案第4号

○議長（小林 勲君） 追加日程第3 意見書案第4号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

#### ◎会議時間延長の議決

○議長（小林 勲君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

暫時休憩をいたします。

再開は、17時といたします。

午後 3時05分 休憩

午後 5時21分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎議会運営委員長報告

○議長（小林 勲君） 休憩中に議会運営委員会を開きましたので、その結果について委員長から報告を求めます。

9番吉住さん。

○9番（吉住博幸君） 休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

先ほど意見書案第5号及び閉会中の継続調査が提出されましたので、直ちに日程に追加し、追加日程第4及び第5として審議することといたしました。

これをもって委員長の報告といたします。

#### ◎日程追加の議決

○議長（小林 勲君） ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、意見書案第5号東北地方太平洋沖地震に係る災害対策に関する意見書について及び閉会中の継続調査については、これを本日の日程に追加し、追加日程第4、第5として直ちに議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長の報告のとおり、意見書案第5号東北地方太平洋沖地震に係る災害対策に関する意見書について及び閉会中の継続調査については、これを本日の日程に追加し、追加日程第4、第5として直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎追加日程第4 意見書案第5号

○議長（小林 勲君） 追加日程第4 意見

書案第5号東北地方太平洋沖地震に係る災害対策に関する意見書についてを議題とします。

この際、提出者の発言を許します。

2番横関さん。

○2番（横関望吉君） 提出者を代表して、提案理由の説明をいたします。

去る3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震による死者、行方不明者は、現時点では1万6,000人を超え、避難生活を送る被災者の方々は40万人を超える未曾有の大災害となりました。

本議会は、犠牲になられた方々に対して心から哀悼の意を表するとともに、罹災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。

また、昼夜を問わず被災者の救助や災害対応に全力を尽くされているすべての皆様に深く敬意を表する次第であります。

本町からも今後、消防の救急隊員派遣や被災宅地危険度判定士の資格を有する町職員の派遣も予定されているとのことであります。

既に美幌駐屯地からも第6普通科連隊が第5旅団の災害派遣隊の一員として、被災地において応急、救難活動を行っております。

私たち議会も、このたびの大震災の惨状を新聞やテレビの報道で知る中で、被災地のために少しでも力になればとの思いから、総務文教厚生常任委員会及び経済建設常任委員会による合同委員会を立ち上げ、被災地への支援活動を行っていくことにしたところであります。

意見書では、政府に対して迅速で適切な措置を強く求める内容となっておりますが、政府の万全な対応はもちろんのこと、町民一人一人が今できることをしていくことが大切です。

意見書の提出を機に支援活動の輪が全国に広がることを期待して、提案理由の説明いたします。

○議長（小林 勲君） これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することいたします。

---

#### ◎追加日程第5 閉会中の継続調査について

○議長（小林 勲君） 追加日程第5 閉会中の継続調査について。

各委員会から、お手元に配付した印刷物のおりの申し出がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申し出のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第7 報告第2号

○議長（小林 勲君） 日程第7 報告第2号例月出納検査報告について（11月～1月分）、お手元に配付しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） ないようでありますので、報告第2号例月出納検査報告について（11月～1月分）は、これで終わります。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（小林 勲君） 以上で本定例会に付議された案件はすべて終了しましたが、本議会が今任期中の最後の定例会となりますので、町長からあいさつの申し出があります。

町長。

○町長（土谷耕治君） 本任期最終の定例会の閉会に当たりまして、一言御礼とごあいさ

つを申し上げたいと、そのように思います。

3月8日から22日の会期ということでありましたけれども、慎重なる審議をいただき、会期を4日残して、きょう、閉会されるということでもあります。

私どもから提案をいたしました平成23年度の新年度予算につきましては、骨格予算ということでありましたけれども、186億円に及ぶ金額でありました。対前年比で言いますと、4.9%の増ということでもあります。

私どもの提案に対しまして、原案どおり可決をいただきましたことを心から御礼を申し上げたいと、そのように思います。

議員の皆さん、そして私も、この4月末をもって任期満了を迎えるということであります。残すところ1カ月強であります。

振り返りますと、平成19年の5月から私どもの任期が始まったわけでありますけれども、平成18年の8月には夕張市において財政が破綻するというようなことがありまして、それを引きずったままの19年からのスタートということでもあります。

財政破綻に基づいて、国においては新しい自治体財政の健全化法が制定され、また、その施行が始まったということでもあります。

また、世界同時不況の進行の中、地方においても大きな影響があったということでもあります。

さらには、三位一体の改革の影をいまだに引きずっているという状況で、財政運営においても大変厳しい運営を強いられたということでもあります。

そして、この4年間、最大の出来事としては、やはり政権交代があったのではないかと、そのように思います。大きな変革の中、政策の方向転換も随分あったということで、そういった意味で大変厳しい状況の中での自治体運営を強いられたということでもあります。

町においても、これらの対応を含めまして、難局を乗り越えるためにさまざまな取り組みをしてきたところでもあります。

とりわけ行財政改革、あるいはアウトソーシングの推進を進めたということで、町民の皆さんには本当に我慢を強いた部分もあると思いますし、また負担を強いたということでもあります。こうしたことの御協力に対しても心からお礼を申し上げたいと、そのように思いますし、また、議員の皆さんにおいては本当に大変に困難で重い決断もしていただきました。

こうした状況、困難を克服するためには、議会の皆さん、そして行政委員会の皆さん、町民の協力を得ることなしにはなし得ないことでありますし、町の存続または発展を望むべくもないということであると思います。

美幌の行く末、将来を見据えたとき、少子高齢化、人口減少化社会の本格化、さらには地方分権の推進が確実に図られるということでもあります。このことは、地方における自己決定、自己責任、さらには、今後においては自己負担を伴うということでもあります。こういった伸展が進むと、新たな発想と、そして新たなシステムによるまちづくりの取り組みが求められるということは明らかであると、そのように思います。

今後においても、従来にまして地域の総力を結集すること、これが極めて重要であると、そのように思います。総力の結集なければ地域の将来は開けないものだと、そんなふうに思っているところであります。

議員の皆さんには、この後どのような任務を目指し、どういう立場で町政にかかわりを持たれるかについては推しはかることができません。どの立場にあっても、愛すべきふるさと美幌町の発展のために、引き続き積み上げてこられた知見により御尽力をいただきますことをお願いを申し上げたいと、そのように思います。

今定例会の会期中に発生しました東北地方太平洋沖地震については、未曾有の被害をもたらす大災害であります。最近の地球環境を考えるにつけ、どこで、いつ、何が起こるか分からない状況であります。地域の安心・安

全のために、任期いっぱい、気を緩めることなく任期を全うする覚悟でございます。

結びに、議員の皆さんの今後の御奮闘と大願成就を御祈念申し上げ、任期満了に当たっての、また、4年間の御協力に対しまして心から御礼と感謝を申し上げます、あいさつにかえたいと思います。

ありがとうございました。

#### ◎議長あいさつ

○議長（小林 勲君） 引き続きまして、私のほうから、今任期の議長といたしまして、高いところから大変恐縮ではございますが、一言お礼を申し上げたいと存じます。

顧みますと、平成19年5月に議長として拝命をして以来、あっという間に4年間が過ぎたなどの思いであります。間もなく議長としての任務を終わることと思いますが、まことに感慨深いものがあります。

第16次の議会は、議会費総額を減ずるとして、18人から14人に削減をしてスタートとした最初の議会であります。定数減により、意思疎通がしやすくなった反面、常任委員会が二つとなり、議員一人一人の守備範囲が広がるなど、個々の責任が大きくなったことも事実であります。

このような中で、開かれた議会を標榜し、取り組んでまいりました。一つとして、議場内インターネットによるライブ中継をし、可視化を図ったことでもあります。

この間、議会の代表として議会運営に当たってまいりましたが、折々、議長の責任の重さを痛感をいたしました。加えて、山積する課題が多く、美幌町の将来を見据えた対応が求められた4年間でもありました。

課題が示されるたびに、どのように議会を運営し、まとめていくことができるのだろうかと思ひながらも、一つ一つの課題に真摯に取り組まれる13人の議員の皆さんがおられたからこそ、ひたすらこの4年間を走ることができたと思っております。

ときに優しく、ときに厳しい同僚の皆さん

からの叱咤激励は、困難に向かったときに、何にもまさって私の力となりました。

この間、議会が37回、審議議案737件、調査特別委員会2件、審査特別委員会、あわせて決算審査特別委員会を含めると12件という記録が残されております。私たち議員の行ってきた議決によって、町長が提案された多くの政策が実行に移されましたことに、議事機関として責任を果たしたのかなど、こういう思いであります。

対立する議論も多々ありましたが、美幌町の将来を見据えた中で得られた結論は、そのまま美幌町の未来でもあります。

私ども議員は、間もなく任期を終わり、来る4月の選挙によって、新しく美幌町の議事機関に参画される方々が決まります。新旧交代の場面もあろうかと思いますが、お互いに健康に留意をしながら、議会の中であっても、外からであっても、ますます美幌のまちづくりのために励んでまいりたいと、そういう思いを新たにしております。

また、4月からは美幌町自治基本条例も施行されます。町民主体による新しい自治と新しい議会づくりの元年となります。町民と行政、そして議会、それぞれが信頼し合い、適度の距離感と緊張感を持って、力を出し合っていくことによって、美幌町のさらなる発展があると信じ、期待をしております。

片腕となっていただきました副議長を初め議員の皆さん、並びに町長、副町長、幹部職員、執行部局の皆さん、あるいは教育委員会委員長さん、監査委員さん、農業委員会会長さん、そして教育長さん、さらに議会事務局の職員の皆さんの御協力により、このことを深く感謝を申し上げ、皆さんの御健勝と御活躍を御祈念をいたしながら、簡単ではありますが退任のごあいさつとさせていただきます。

長い間ありがとうございました。

本定例会の会期に付された案件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

---

### ◎閉会宣告

○議長（小林 勲君） 会議を閉じます。

これで、平成23年第3回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 5時41分 閉会

---

### ◎閉会の議決

○議長（小林 勲君） お諮りします。

美幌町議会議長

署名議員

署名議員